



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 東京スカイツリーオープン

NEWS2. 書籍の紹介 「超」入門 失敗の本質

NEWS3. (税務)
会社が解散した場合の欠損金の取扱い

NEWS1. (東京スカイツリーオープン)

平成24年5月22日、東京スカイツリーがグランドオープンしました。東京スカイツリーは全高634mで自立式鉄塔として、また現存する電波塔としては世界第1位の高さを誇ります。人工の建造物としてはブルジュ・ハリファの828mに次ぐ世界第2位となっています。

そんな東京の新名所となった東京スカイツリーを一目見ようと、開業初日には併設する商業施設を含め、およそ22万人もの人が訪れました。今後開業1年間の展望台入場者数は540万人と予想されており、地方や海外からの観光客増加や不動産市況が活性化し、全国で年間約1700億円の経済効果が期待されています。

東京スカイツリーの地元墨田区でも、押し寄せる観光客による渋滞や治安悪化を心配する声もありますが、街の活性化を期待する声が多く、既に墨田区の商店街には新しい店舗も増え、周辺の地価も上がっているようです。

以上のことから、東京スカイツリーの開業は、東日本大震災という国難を乗り越えつつある日本経済に多大な恩恵を与えそうです。

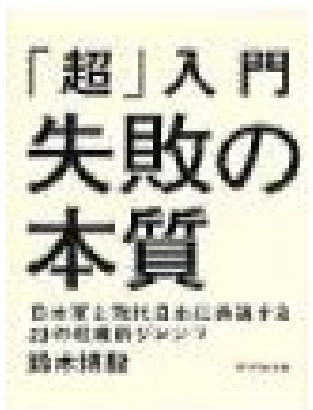
名古屋地区に目を向けましても、名古屋駅前の高層ビル建替工事や、名古屋城本丸御殿の復元工事、名古屋テレビ塔のリニューアルオープン等が行われており、今後名古屋の街にも変化がありそうです。

NEWS2. (書籍の紹介)

“「超」入門 失敗の本質 日本軍と現代日本に共通する23の組織的ジレンマ”

鈴木博毅 著
平成24年4月 ダイヤモンド社より発売。

震災や原発事故への国の不十分な対応、情報の隠蔽…。また、長年日本を牽引してきたソニーをはじめとする製造業の混迷等、国際競争の中で次々と日本企業が敗れていく現実を前に、ロングセラーの古典『失敗の本質』が明らかにした日本的組織の特性に再度注目が集まっています。そこで本書は、野中郁次郎著『失敗の本質』を23のポイントに整理して、「戦略性」「思考法」「型の承継」等、今日の日本的組織の負の構造を乗り越えるヒントが満載です。まずは本書を読み、次に素晴らしい示唆を含みながらも難解と言われる『失敗の本質』に挑戦してみてもいかがでしょうか？



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

長引く不況の影響により、業績の低迷している子会社の整理、解散、清算を検討しています。欠損金等について、解散、清算の場合、通常の決算の場合と異なる取り扱いがあると耳にしました。どのような内容か教えて下さい。

Answer

会社が解散した場合の欠損金に関し、通常の決算と異なる取り扱いとして、解散した法人に「残余財産がないと見込まれるとき」には、清算中の事業年度において期限切れ欠損金の損金算入ができる制度があります。



【解説】

< 期限切れ欠損金の損金算入制度 >

平成22年度の税制改正により、清算事業年度の課税方式が清算所得課税方式から損益課税方式に改められたことに伴い整備された制度です。(課税方式の詳細は朝日だより72号をご参照下さい。)

これは、債務免除益等の影響により、担税力、残余財産がないにも関わらず、課税所得が発生してしまうことを回避するための制度と解されます。

それでは、実際にこの制度の適用をする場合のポイント2点を以下で解説します。

期限切れ欠損金額の算定方法は？

当該制度の対象となる期限切れ欠損金額は、当該清算中の事業年度における法人税申告書別表五(一)の「期首現在利益積立金額」の「差引合計額31」欄に記載されるべき金額がマイナスである場合に、その金額から、当該事業年度に損金の額に算入される青色欠損金額又は災害損失欠損金額を控除した金額となります。

ただし、損金の額に算入することができる期限切れ欠損金額は、当該事業年度の青色欠損金額等の控除後の所得の金額が限度となります。

「残余財産がないと見込まれるとき」とは？

解散した法人が当該適用年度終了の時ににおいて、実態貸借対照表(法人の有する資産及び負債の価額により作成される貸借対照表)が債務超過の状態にあるときが、「残余財産がないと見込まれるとき」に該当することとなります。

・その他会社の解散、清算手続きのポイント

解散、清算に要する期間は早くても3か月、場合によっては年単位で長期間に及ぶことも考えられます。また、清算終了までには、各段階に応じて届の提出や確定申告が必要となり、申告の際には、上記欠損金の他にも通常の確定申告とは異なった取り扱いがなされる事項、さらには、完全支配関係のある子会社の清算の場合における特別の規定等もございます。

会社の解散、清算をお考えの際は、ぜひ専門家にお早目にご相談下さい。

根拠条文等

法人税法59

法人税法施行令 118

法人税法施行規則26の6三

法人税基本通達 12 - 3 - 2、12 - 3 - 7 ~ 9

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052 - 571 - 5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563 - 57 - 7850